

## 規制緩和が金融機関のリスクに与えた影響

札幌学院大学 播磨谷 浩三

中央大学 奥山 英司

日本の金融規制、特に業務分野規制は、1990年代より大幅な緩和が進められた。1992年に成立した金融制度改革法では、銀行業務と、限られた証券業務や信託業務に関して、業態別子会社方式での相互参入が認められた。これにより、大手銀行や信託銀行、大手証券会社などが子会社を設置し、それら子会社による相互参入が実行された。これに続き、1996年から検討が始まった日本版ビッグバンでは、更なる規制の緩和が検討された。その結果、1998年に成立した金融システム改革法では、銀行業務と証券業務の垣根が撤廃された。このように日本における金融システムを基礎付けてきた業務分野規制は、1990年代の改革によって大きく変化をした。これはアメリカで進められた金融規制緩和に呼応するものであり、世界的な金融規制緩和の中での出来事であると位置づけられる。規制緩和が金融機関のリスクに与えた効果に関する先行研究は、アメリカの事例を中心に数多く存在するが、統一的な結論は得られていない。

本稿では、これら日本における業務分野規制の緩和が、金融機関のリスクに与えた影響について、市場から評価される金融機関のリスク、特に個別金融機関のリスクであるシステムティック・リスクの変化を中心に実証的に検証を行った。業態間規制緩和の実現は、金融機関のリスクに対して上昇効果と低下効果の両面が考えられ、金融システムの安定にも係わる重要な問題である。東京証券取引所一部に上場している大手銀行（長期信用銀行・都市銀行）、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、証券会社をサンプルとして、はじめに長期的なリスクの変化を検証し、続いて短期的なリスクの変化を検証した。市場からの長期的な評価と短期的な評価を確認することで、より確かな結果が得られることが期待される。

本稿における分析の結果、金融機関のシステムティック・リスクは、業務分野規制緩和によって変化をしていたことが確認された。金融機関の経営において、業態の垣根撤廃は重要な出来事であり、市場はそれに対応した評価を行っていたことが明らかとなった。これら金融機関のリスク変化は、金融システムの安定を維持するために重要なものであり、本稿の分析結果は、金融規制のあり方に関して考慮すべき事柄であると考えられる。